

平成 19 年度 第 3 回千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 20 年 2 月 7 日（木）午前 9 時 30 分から 11 時 50 分

2 場 所 千葉県文書館 6 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委 員

多賀谷会長、伊藤委員、井上委員、魚住委員、大戸委員、大西委員、岡田委員、
越智委員、佐藤委員、菅野委員、永野委員、中谷委員、萩原委員、光延委員
(委員：五十音順)

(2) 事務局職員

浅岡政策法務課長、鈴木室長（情報公開・個人情報センター）、宇井副課長、
情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

(1) 苦情処理等の報告について

(2) 支障事案の報告について

(3) 情報公開制度の運用状況について

5 議事の概要

事務局（石村）：本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。まだ
お見えになっていない方がございますが、出席委員が半数を超えておりま
して、定足数に達しております。ただ今から平成 19 年度第 3 回千葉県情報
公開推進会議を開催いたします。

議事に入る前に、本日、お手元にお配りしてあります資料について御確
認をお願いいたします。お配りしてあります物を申し上げますと会議次第、
座席表、これは 2 枚とじになっております。その下に会議の資料として資
料 1、資料 2 が重ねてとじてあります。それから資料 3 につきましては、
平成 18 年度の年次報告書となっております別冊になっています。傍聴者
の方々には、議事になりましたら事務局から貸し出しという形にしますの
で、終了後はお返しいただきたいと思っております。資料はそれだけです。資料
の御確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして会長をお願いいたします。

多賀谷会長： それでは、議事に入りたいと思いますけれど、まず本日の議事録署名人は、井上委員をお願いします。本日の議題としては3件ありまして、苦情処理等の報告について、支障事案の報告について、最後に情報公開制度の運用状況についてであります。

まず議題1、苦情処理等の報告について、前回の会議以降、7件の苦情処理をしたということですので、これにつきまして、まずは事務局から、苦情の処理結果等について説明してください。どうぞ。

事務局(鈴木)： おはようございます。情報公開個人情報センター室長の鈴木です。資料1に基づきまして、苦情の処理状況を御説明させていただきます。まず資料の1ですが、構成は処理状況の一覧というものが9~10ページまで。その後、処理結果通知書の写しが11~21ページまでで、最後に苦情処理調査部会の運営についてが、23~24ページという資料の構成になっております。苦情の処理結果については、処理状況一覧で御説明いたします。まず、表紙をめくっていただきますと3ページですが、これは網掛け部分です。これは、前回は説明済みですので、今回は4ページ以降、苦情3以降、苦情11までについて御説明いたします。

まず、苦情3について御説明いたします。これは、苦情の申出日は19年6月で、実施機関は知事(健康福祉部保険指導課)です。どんな苦情かと申しますと、苦情の内容です。補正要求の不要な請求に対し、職権濫用をして補正要求を故意にしている。同じ内容の請求を、千葉県監査委員に対しても請求したが記載内容で、特定できるとして補正要求がないのに、担当課は職権濫用して補正要求したというものです。

これはどういうものか、事実関係を御説明しますと、申出人、同じ内容の請求を保険指導課と監査委員に行ったと。監査委員は補正を求めてこなかったけれど、保険指導課は補正を求めてきたと。補正を求めたことは、職権の濫用だろうということで、苦情に至ったものだと思います。

なお、ここでいう補正というのは、請求書に開示請求者の主観に基づく内容が記載されていて、どうしても文書が特定できないという請求があった場合には補正を求めております。本件についても、そういう意味の補正を求めたというものです。

これにつきまして調査して、苦情処理調査部会で御審議いただきました。その処理結果を読み上げます。「実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を行ったものであると認められる。よって、却下や時間稼ぎをするために補正を行った事実は確認できず、保険指導課の事務処理に不適切な点は認められなかった」と。

「なお」ということで、附言的な御意見をいただいております。「開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書の件名又は内容が明確ではない場合には」、3行ほど飛ばします。「実施機関は補正を求めるものである。開示請求者においても、請求の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、仮に開示請求の趣旨が明確でなく実施機関が補正を求めた場合には、行政文書の特定に協力を願うものである」。

部会での御意見としましては、この附言の趣旨、開示請求者は請求の内容が実施機関に理解されるような請求をお願いしますと。仮に、請求が不明確な場合は補正を求められますので、その補正に御協力をお願いします、という御意見でした。苦情3の概要は以上です。

続きまして、苦情4を説明いたします。申出日、平成19年6月17日。実施機関、知事（農林水産部安全農業推進課）です。

苦情の内容ですが、開示する行政文書が1時間で閲覧できないのに、開示日時の時間を午後4時として閲覧させない。1.非常識な対応は交付金等の不正受給を隠ぺいするためで、情報公開の趣旨に反する。2.その後も見せようとしなない、等々の苦情であります。

これについて事実関係を御説明しますと、申出人が開示請求をしたと。安全農業推進課が開示決定通知書を出したと。その開示決定通知書の中を見たら、午後4時から開示を行うとなっていたと。窓口は5時には閉まるので、1時間では十分な閲覧時間が確保できていないということで、苦情に及んだものだと思います。

これにつきまして、調査・御審議いただいた結果です。処理結果のところを読み上げます。「開示日時を午後4時として閲覧させないとの苦情について、申出人は、開示時間を1時間では足りないし、実施機関は申出人の

過去の開示の例から1時間は妥当としている。申出人と実施機関の認識の違いから生じたものである。よって、『閲覧させない』とする事実は確認できず、実施機関の事務処理は不適正とまでは認められない。開示日時の指定については、指定された日時に来庁できないときは、請求者の都合及び担当課職員の対応可能な別の日時を改めて指定することになっている。このことから、開示請求者の希望があれば、指定日時の変更は当初から可能であり、また、実施機関は請求者が閲覧時間の不足による再閲覧を希望すれば、誠実に対応するとしている。よって、その後も見せようとしないとする事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった」というものです。

「なお」ということで、開示日時の調整については、協力するように双方に努力を求めたいという御意見をいただいております。苦情4は以上です。

続きまして、苦情5、苦情6、苦情7、で、これは一連のもので、まとめて御説明いたします。平たく言いますと、申出人が開示請求をしたと。実施機関は、文章を持っている所属で開示決定を行ったと。それと、申出人は文書を持っていない所属からも開示決定すべきではないかということで、苦情に及んだものだと思います。そういった一連の苦情です。順番に御説明いたします。

苦情5です。申出日、平成19年9月5日、実施機関、政策法務課です。苦情の内容です。「情報公開・個人情報センター窓口で、19年8月1日付け開示請求書を提出し、担当課毎に開示決定を求めたのに、不存在的担当課から回答なし」。

この事実関係を御説明しますと、苦情5についてはこういう請求がありました。処理結果欄の3行目を御覧いただけますでしょうか。「平成12年度以降法定受託事務の同意した課の受託料をもらっていることがわかる書類。(同意書とその受託料が対象)」と。同意書とその受託料が対象ということで、この請求に対して、実施機関では同意書と受託料にかかる書類の両文書とも保有している担当課が開示決定を行ったと。すると、申出人からすべての担当課ごとに開示または開示決定すべきだということで、苦情

に至ったものと思われます。この苦情につきましては、申出人に対して書面調査、実施機関に対しても書面調査し、その上で部会で御審議いただきました。

その処理結果です。読み上げます。「開示請求書を確認したところ、開示請求書の『開示請求する行政文書の件名又は内容』欄には、『H12年度以降法定受託事務の同意した課の受託料をもらっていることが分かる書類（同意書とその受託料が対象）』とあり、開示請求書の文言から同意書及びその受託料にかかる行政文書作成・保有している課を確認し、担当課としたとの実施機関の説明に、特段不合理な点は認められなかった」という御判断をいただいたところです。

続きまして、苦情6を御説明いたします。申出日、平成19年10月5日、実施機関は政策法務課です。

苦情の内容です。「19年9月5日に法定受託事務の同意書と受託料をもらっている書類について開示請求したが、担当課の窓口担当にそれぞれについて開示決定をするよう伝えたのに、片方についての開示決定しか通知されない」という苦情です。

この事実関係を御説明しますと、この苦情6についてはこういう請求でした。今度は、同意書又は受託料をもらっていることが分かる書類という請求でした。担当課は、それぞれ保有している文書、例えば同意書だけ持っていれば同意書だけ開示決定、受託料にかかる文書だけあれば、受託料にかかる文書だけを開示決定したというところ、これに対して苦情に至ったというものです。

この処理結果のところを御説明いたします。読み上げます。「開示決定等の通知書を確認したところ、開示請求に係る2種類の行政文書のうち、一部の課はそれぞれ開示決定等をしているが、その他の課は作成・保有しているものについてのみ開示決定等をしたことが認められた。このことについて、実施機関は、『開示請求書に『同意書又はその受託料が対象』とあったので、担当課で作成・保有している行政文書のみ開示を求める趣旨であると解釈した』と説明している。以上のとおり、片方しか開示決定がされないとの苦情については、開示請求について双方の認識の違いから生じ

たものであり、実施機関が故意に開示決定しなかったものとは認められない」という御判断をいただいたところです。

続きまして、6 ページを御覧ください。苦情 7 について御説明いたします。苦情 7 の申出日、平成 19 年 10 月 9 日、実施機関は政策法務課です。苦情の内容です。「平成 19 年 10 月 9 日付行政文書開示請求書を提出するのに不開示決定通知書を発行しないことの理解を窓口の担当者が強要」とあります。

事実関係を御説明しますと、申出人が出先機関を含む県庁の全課から開示、もしくは不開示決定をすることを求めて請求したというお話がありました。これに対しまして窓口では、開示請求に対しては請求の内容によって実施機関ごとに担当課を特定し、持っている文書について開示決定等を行う旨説明したということです。すると、この苦情が出てきたというものです。

これについての処理結果です。読み上げます。「実施機関は『知事及び教育委員会の各実施機関あてに開示請求がされていることから知事及び教育委員会は、それぞれの実施機関内で開示請求に対応する課を特定したことを説明した』と説明する。実施機関は、開示請求の担当課について説明したのであり、『不開示決定通知書を発行しないことの理解を強要した』とまでは認められず、実施機関の対応に不適正な点は認められなかった」という御判断をいただいたところです。

そして、苦情 5 ないし 7 に関しまして、附言的な御意見をいただいております。一言で言いますと、実施機関申出人の双方が請求の趣旨を確認するよう、お互いに協力しなさいという内容です。

読み上げます。「苦情 5 及び苦情 6 について、実施機関は、開示請求書の記載内容から、開示請求に係る行政文書を作成・保有している課を担当課として特定したと説明しているが、申出人は、苦情申出書及び調査に対する回答から不開示決定を求めているものと解され、開示請求についての双方の認識の違いから苦情の申出に至ったものと考えられる。当推進会議は、実施機関及び申出人に対し、積極的な請求の趣旨の確認と実施機関が適切な判断に基づく情報公開制度の運用が図られるようにするための協力を求

めるものである」ということで、「お互いに協力しなさい」という御意見をいただいたものです。以上が、苦情 5~7 です。

続きまして、苦情 8 について御説明いたします。この申出日は平成 19 年 10 月 11 日、実施機関は選挙管理委員会です。苦情の内容ですが、「不正行為をいかに隠すかに時間を取られ、平成 19 年 8 月 25 日付行政文書開示決定書を決裁しようとしなさい」というものです。

この事実関係を御説明しますと、8 月 25 日に申出人が開示請求を起こしたと。そして、1 カ月後の 9 月 26 日に実施機関が補正を求めたと。10 月 10 日に、まだ補正の回答がないということで催告したと。すると、この 10 月 11 日に苦情が出てきたというものです。したがって、選挙管理委員会が開示請求を処理しようとしなさい、ということで苦情に至ったものです。

これにつきまして、申出人に書面調査、実施機関に書面調査して御審議をいただきました。その処理の結果です。「実施機関の説明及び申出人への通知等を確認したところ、8 月 25 日付け開示請求に対し、9 月 26 日付けで補正を求めていること。そして、10 月 12 日付けで開示請求却下通知が送付されたことが認められた」と。「実施機関は開示決定等の期間の満了日である 9 月 26 日に補正を求めたことについて、『政治資金収支報告書及び添付書類等の開示請求があったこと。その他にも選挙争訟事務、政治資金収支報告書の要旨公表の準備事務等、8 月から 9 月にかけて、例年になく事務が重なったことによるもの』と説明している。以上のとおり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない」という御判断をいただいたところです。

ちなみに、この際の部会での御意見ですが、補正を求めるなら速やかに求めるべきであり、それが決定期限ぎりぎりになったのはどうかということもあるけれど、調査の結果、選挙管理委員会がこれだけの事務があったということが確認できた。それに、決定期限を途過しているわけではないので、こういう判断でやむを得ないのではないのでしょうかという御意見があったところです。苦情 8 は以上のとおりです。

続きまして、苦情 9 を御説明いたします。7 ページです。申出日、平成 19 年 11 月 16 日、実施機関は知事（農林水産部安全農業推進課）です。苦

情の内容です。「不正を不適切と変更すれば文書の特定ができるとしながら補正しても開示決定しない」というものです。

事実関係を御説明しますと、申出人は当初の開示請求をしたところ、請求書の文言の中に「不正受給」という文言、表現がありました。この「不正」という表現を「不適正」と補正すれば、文書は開示されると思っていたところ、結局、却下されたので苦情を申し出たというようなことだと判断されました。

これにつきましては処理結果です。「実施機関の説明及び開示請求却下通知書等を確認したところ、今回の苦情は、開示請求却下通知書の送付後に申出がされ、申出人は申出書において『開示決定通知が来ない』と述べていることから、開示決定等がされなかったことについての苦情と認められる。よって、行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情と解され、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではないものと判断する」という御判断をいただいたところです。以上が、苦情 9 です。

以下、苦情 10、11 については、調査にこれから入るところですので、苦情の概要だけ御説明いたします。苦情 10 を御説明いたします。申出日、平成 19 年 12 月 3 日、実施機関は知事（政策法務課）です。「県職員に不都合な開示請求書を FAX した場合破棄される。平成 19 年 12 月 3 日に、10 月 12 日付行政文書開示請求書の写しがないので問い合わせをしたところ、受付されていない」というものです。この苦情の趣旨は、請求書を FAX で送付したのに、「届いていない」と言われたということで苦情に及んだものと思われまます。

概要は以上です。続きまして 8 ページ、苦情 11 を御説明いたします。申出日平成 19 年 12 月 4 日、実施機関は知事（農林水産部安全農業推進課）苦情の内容です。「情報公開の手續処理について担当者が理解しておらず、対象文書の内容についての記載表現の相談に応じない」というものです。一言で言えば、実施機関の担当者が相談に応じないということだろうと思います。

この背景としては、この申出人、安全農業推進課に開示請求書の記載に

ついて、電話で問い合わせした際の説明内容について、不満があって申出に至ったものと考えられるところです。苦情 11 は以上です。

苦情の処理状況の概要は以上のとおりです。最後に 23 ページ、苦情処理調査部会の運営方法のところを、一応確認という意味で御説明させていただきます。23 ページをお開きください。苦情処理調査についてということで、19 年度の第 2 回推進会議、前回の推進会議で、苦情処理調査部会に部会を構成する委員以外の住民の代表者等委員にも参加いただく方向で議論されました。これを受けまして、苦情処理調査部会において、今後の処理方法が決定されたというものです。

アンダーラインのところだけ読み上げますと、委員については「名簿順に部会に参加する旨事前に回答があった委員を選任する」と。「部会への参加の可否については、その都度事前に委員に確認する」と。参加いただく委員については、「推進会議の委員として調査に関与していただく」というものです。

そして、下の方のアンダーラインです。「最終的な議決・判断は部会として行う」というものです。こういった方針について部会で確認され、会長の了解をいただいて、各委員にさっそく通知等をさせていただいたところです。その結果、25 ページに挙げてある 7 名の委員から、苦情処理調査に御参加いただくということで、御回答をいただいたというものです。運営方針についての説明は、以上のとおりです。

多賀谷会長： ありがとうございました。ただ今の説明について、部会長、何か補足することはございますか。

菅野委員： 特にはございません。ただ 23 ページのところの説明がありましたが、推進会議は年間 3 回程度しか開かれておりませんので、その間、委員の方はほとんど何も仕事をされないという形になって、実情等もお分かりにならないという実態だったものですから、その間、いろいろと動いているとすれば、苦情処理調査部会が苦情の申出を受けて、調査したり結論を出したりするという活動をしていましたので、そこに処理部会の 3 名の委員のほかに、希望があれば参加いただいて、苦情処理と一緒に担当されて、その中で情報公開の問題、さらには現在置かれている苦情の申出の問題を、一

緒に調査を通して知っていただくというのが有意義だろうというふうに考えて、前回の会議で決定していただいて、その運用を始めたということです。

今日、報告いただいたように、すでに苦情の中で5、6、7は大戸委員に御参加いただいて調査して結論を出したと。それから、現在は大西委員と越智委員に苦情処理を調査部会の委員とともに担当していただいて調査中ということです。

少なくとも調査部会については、従来より広い範囲で参加いただいて、調査活動を行って、それを通して情報公開の問題を考えていただけるような形になってきていると思っています。以上です。

多賀谷会長： ありがとうございます。ほかに、これまでの報告について何か御意見、御質問等は。越智委員からまず、その後、中谷委員に。

越智委員： 報告の処理状況の一覧のところの6ページですが、苦情8というところで、補正したときに、補正がちょうど開示決定の期間と同じぐらいで、ぎりぎりだったという苦情だったと思います。これで私は補正に対する扱いというか、運用がちょっと分からないんですが、つまり開示決定が30日で1カ月ですね。その間に補正を求めたら、その補正を出した日から、また開示決定通知というのが30日に延長されるのでしょうか。

補正というものが、どういう期間でどういう時期に開示請求者に求めていくのかということが、ちょっとよく分からないのですけれど、そのところを質問したいと思います。

実際の事務上としては、このケースですが非常に大変な事務があって、ぎりぎりだったということだと思いますが、それはやむを得ないということで、大体普通は、平均的に補正はどのような形で、どれくらいの期間をもってやっているのでしょうか。そのあたりを伺いたいと思います。

事務局(鈴木)： それでは、事務局から御説明いたします。まず、手引の60ページを御覧ください。条例の13条、開示決定等の期限の規定です。この第1項です。2行目、開示請求があった日から30日以内にしなければならないと。30日以内に、決定しなければならないというものです。

「ただし」ということで、「第7条第2項の規定により、補正を求めた

場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない」という規定があります。したがって、補正を求めて補正の回答が来るまでの期間は、その30日にカウントしませんという規定になっているところでは、

通常の補正ですが、補正の内容にもよりますが、通常は1週間なり2週間なりの期間を定めて、請求者に補正を求め回答を待ちます。回答があればすぐに対応するし、回答がなければ、それなりにまた対応するという運用を行っているところです。以上です。

越智委員：　　そうしますと補正については、大体1週間から2週間ぐらいが平均的にしているということですね。そうすると、やはり情報の迅速性といったときに早く出して、補正をもし求めるならば早くしなければ、開示請求者としては情報を早く入手したいという思いがあると思いますので、そのへんはやはり各担当課の迅速性が要求されるのではないかと思います。それは、今後を活かしていただきたいと思います。

それから、もう一ついいですか。補正についてですけど、かなり補正の前に開示請求される場合に、担当者といろいろと件名というか、記載内容はいろいろと相談していくと思いますが、そのへんが全体を見ると、かなり意思の疎通とかコミュニケーションができていないというのが、非常に苦情処理の問題だと思います。そういう場合に、補正を求めるまでもなく、最初の第一段階で、何とか件名に対してもう少しきちんと特定できるような形には、努力されているとは思いますが、そのへんは開示請求者の問題なのか、それとも担当者とのコミュニケーション不足の問題なのか、そのへんを確認したいと思います。

多賀谷会長：　　事務局から説明したほうが。

事務局(鈴木)：　事務局、窓口を持っている立場から御説明いたしますと、窓口に来れば、どういった文書をごらんになりたいのか、そこらへんをまず確認いたします。その上で、必要があれば担当課を呼んで、こういった文書ですというふうに内容を書いていただくのが一般的です。

ただ、場合によっては、この苦情の申出の方のように、「自分の考えのとりの文書があるはずだからそれを出せ」と言って、どうしても実施機関

と意思の疎通ができないようなケースもあります、正直言って。そういった場合には、請求書を出していただいた段階で、もしくは出す前にいくら言っても、そのまま出てきてしまうというような状況があります。そういった場合には、文書が特定できるかどうか確認した上で、もし確定できないのであれば、やむをえず補正を行っているという状況です。以上です。

多賀谷会長： このような場合においては、請求者とそれを受ける実施機関の窓口の人間関係の話に、多分なるところがあります。恐らく何回も繰り返されているときに、相互にコミュニケーション不足といいますが、実施機関の窓口の方も、特定に努力をしないという傾向になることがあることは想定されるのです。

ただ、そういう場合には、その問題はやはり苦情処理なり訴訟、異議申立てを受けて、そこで結論がつくという、それはそれで仕方ないのではないかと。そういう問題があるからこそ、こういう形で上がってきていると思います。大部分の場合にはそうではなく、協力して特定しているとは思いますが。それでは中谷委員。

中谷委員： 今回のことに関連しますが、特に6ページの苦情処理の7のところの最後の4行。ここで、苦情部会の委員の方がまとめられていることですね。そこで、ちょっと思うのは、その前の個々の事案でも、両方で協力するよということがあるけれど、行政側としてどのような協力依頼をしているのかということをもっと聞きたいんです。

僕自身の体験は次に話すし、資料もお配りするけれども、やはり行政側が、一歩前へ踏み出すことが僕は大事だと思うんです。あらゆる情報をつかんでいるのは行政側ですから、そのところの行政の方にも、ひとつ汗をかいてもらいたいということが一つです。

それから、これを見ていくと、本人と苦情処理部会で、本人と直接ミーティングしていないようですけれど。苦情処理の第一号は僕だと思いますが、井上先生が聞いてくれたし。僕は、そのときにその苦情処理が公開条例に基づいているものだということと、行政不服審査法とを錯覚して混同していたので、入り口論争で井上先生にだいぶ御迷惑をかけたのだけれど。

そういったように、面と向かってというかフェイスツウフェイスという

のですか、イギリス語で言うと。そういった御努力もしていただいたらどうかということを感じます。

それからもう一つ、23 ページの苦情処理の委員が参加するという形になったけれど、僕もこれに手を挙げたんです。手を挙げて、その後、何の通知もないわけです。僕は70歳になっていきますので、委員選考のときにも、70歳ということはずいぶん持ち上げてくれたもので、「老トルにはあまり苦勞をかけるな」ということで、僕ははずれたのかなと思って、うれしかったり寂しかったりしていたんだけど、送られてきたものを見ると、「なっているんだな」ということなんです。このところが、ちょっと不親切だったのかなという感じを受けます。すでに具体的には11月9日にすでに動いているんですね。そのことを、僕らは知らないんです。

やはりこういうところは、事務局が細かな対応をすべきだろうと僕は考えます。なぜこういうことを言うかということ、普通の審議会、252あるのかな。かなりの部分、できる限りの部分、僕は毎日サンデーなので見ているんです。そうすると、だんだんと委員さんの発言の内容も変わってくるんです。まさに、僕は県政の参加に、一県民として努力しているつもりだけれど。

審議会等を傍聴して気付くんだけれども、大体において事務局から出た議案等をOK、OKと。それで、自分たちのうんちくを語るだけで終わっているんです。それでは、やはり困ると思うんです。

この推進会議は、少なくともそうなってもらいたくないということで、この第1期の委員が、就任する3年前に要望書を、ある団体を通して出しました。大体そのように、会長も御努力してくださっているけれど、事務局も「そういったほかのところとは違うんだ」という認識を持って、対応していただきたいということを附言しておきます。以上です。

多賀谷会長： ぜひ、中谷委員もそのうちに、一般委員として加わるような機会を設けてください。

処理結果の対応の話ですが、苦情7で苦情処理部会から出された協力依頼について、こういう協力依頼に対して、どう対応するかということは事務局といいますが、あるいはこれは県知事の方への投げかけと理解してよ

ろしいでしょうか。

6 ページの苦情 7 の最後のところの実施機関および申出に対して、情報公開制度の運用が図られるよう協力を求めるものであると。「申出人の方も協力せい」ということでしょうか。実施機関に対して、この推進会議の名前で出しているわけですが、具体的に何か行動を起こしたほうがいいのかという趣旨でしょうか。

菅野委員： 苦情処理調査部会の責任者の菅野です。今、会長からお話があった点ですが、ここは双方、つまり請求人と実施機関の方で話し合いをして、なるべく速やかに請求の趣旨を確認して、応じられるものについては、きちんと結論を 30 日以内に出して開示をする、部分開示をする、開示をしないという形で対応してくださいという程度のことで、個別の事案でそれぞれ実施機関としてやってもらう範囲とか、やってもらうことは違って来るんだろうというふうに考えております。

もう一つ、ついでですが中谷委員から出ました、申出人の意見を聞くというのはそのとおりですが、ここでごらんになってお分かりだと思いますが、今回の御報告をした苦情の申出人は、同一人の方がすべて行っておられます。

この方については、前年度の苦情もかなり同じような苦情が出されていて、そこで来ていただいて、苦情処理に委員 3 名で面接をしているいろいろお話をしたのですが、苦情処理委員からすると、申出の方法が改善されていないという形で、相変わらず同じような形の申出をされているという形で、苦情処理委員からすると調査、面接をして、この方の調査をする必要性が感じられなかったと。ですから、この方であったとしても、もっと違った形の苦情であれば、当然面接をした上で言い分を聞いて、それで結論を出すというふうには考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

多賀谷会長： そのほか、よろしいでしょうか。

魚住委員： 苦情 5 ですが、ここに法定受託事務にかかわる同意書及び受託書に係わる行政文書の作成を保有している課を確認し、うんぬんということがありますが、保有していない課、作成を保有していない課があったという

ことでしょうか、これは。

事務局（鈴木）： はい、そのとおりです。

魚住委員： やはり情報公開をする前提には文書管理が必要なわけですし、それが不徹底であったということですか、これは。

事務局（鈴木）： いえ、ここでいう法定受託事務の同意書、例えばこの同意書について御説明いたしますと、個別に国と文書のやり取りをして同意した場合です。事務を受けますという同意をした場合に同意書を出します。そういった事務をやっているところというのが限られております。その限られているところについて、決定をしたということです。したがって、そもそも同意書なるもの、そういった事務をやっていない課がほとんどというケースでした。以上です。

魚住委員： 受託にかかわることはどうですか、今は同意書の話でしたが。

事務局（鈴木）： 受託料につきましても、この場合の受託料にかかる書類が、実際にある場合とない場合があるかと思いますが、本件については請求者とやり取りをした結果、ある特定の事務にかかる受託料、事務費の受け入れにかかる文書ですね、ということを確認した上で、その文書を持っているところのみ回答したというものです。ですから、そもそもそれ以外は文書を作っていないということではなくて、そもそもそういう事務はやっていないというものです。

魚住委員： ちょっと揚げ足取りではないですが、受託料にかかわる文書を作っているところと作っていないところがあるとおっしゃいましたが、これはどうしてそういうことが生じているんですか。

事務局（鈴木）： 個別の事務によって、基本的には受託料に流れてくると思いますが、例えば道路とか河川とかひっくるめて流れてくるような場合であれば、課によっては事務はやっているけれど、受け入れの事務だけは別の課がやっているから文書はないというケースもあるかと思います。

魚住委員： 文書管理の面で、問題はこの場合はなかったと判断されていますか。それとも、文書管理の面で開示する前提として、文書管理について改善すべき点がまだまだあると、お仕事をやっていて思われる点はどうでしょうか。これで十分なのか、もう少し改善すべき点が文書管理、行政内部としてあ

るのかという、仕事をやっておられる上でどのように感じていますか。

事務局（鈴木）： 特に、文書管理に問題はないと考えています。

多賀谷会長： よろしいですか。そのほか、ございますでしょうか。

よろしければ次の議題です。議題 2、支障事案の報告について。これにつきましても、事務局から説明をいただきまして、その後、皆さんから御意見をいただきたいと思えます。それでは、どうぞお願いします。

事務局（鈴木）： それでは、資料 2 に基づいて御説明します。資料 2 の構成ですが、27 ページが支障事案の報告書、28 ページ以下が実施機関が添付してきた参考資料です。

41 ページをごらんください。支障事案等報告制度についてということで、そもそも支障事案の報告とはどういうものかということが、ここで一つ書いてあります。1 のところを御覧ください。支障事案の報告とは、情報公開条例 27 条 2 を受けて策定された、千葉県情報公開推進会議議事及び運営に関する要領 11 条に定められた報告であると。情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案について、実施機関が情報公開推進会議に報告するものである、というものです。

つまり、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案を実施機関が報告し、推進会議によって、制度運営の改善について議論していただくという性格のものであります。

それでは、27 ページに戻っていただきまして、今回報告のあった支障事案について御説明します。本事案は、権利濫用の関係で却下したものについて報告がありました。この四角の中を、順次御説明していきます。

まず、支障事案等発生年月日のところですが、開示請求、平成 19 年 10 月 5 日にありました。どういう請求かといいますと、「総務部税務課に係る平成 18 年度の全ての文書」というものです。これに対しまして決定ですが、19 年 11 月 5 日付で決定いたしました。「開示請求が条例 6 条開示請求権の濫用禁止に反するとして開示請求を却下し、開示請求却下通知書により通知した」というものです。

どういった事案かといいますと、事案の内容です。本件につきましては、開示請求者が請求当日に、情報公開窓口において口頭で説明した請求理由

はこういったものでした。本庁の課が保有する行政文書に係る写しの交付を、自分の住所地の近くの県民センター、これは県の出先機関ですが、県民センターで受けられないと。これに対して、千葉県では税金の取り扱いが地域による格差がないのに、情報公開は格差があると。税金に地域間格差がないことを確認したいと、こういう趣旨の発言をされました。ところが、開示請求書に記載した内容というのが、「総務部税務課に係る平成 18 年度の全ての文書」というものだったという案件です。

これに対して、実施機関の対応です。「対象文書が税務課の 1 年分の文書ということで大量のため、実施機関は請求書提出時に、口頭で請求対象の行政文書の絞込みを依頼したが応じてもらえなかった。その後、行政文書目録等を添付の上、請求対象の行政文書の絞込みを書面で依頼したが回答は得られなかった。請求当日、開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明や、上記絞込み等の経緯を踏まえて、実施機関では、請求対象の行政文書が著しく大量であって、請求に応じることによる通常業務への影響は多大であり、また、過去の請求事例などと比較すると、適正な権利の行使に当たらないと判断し、上記の決定を行ったというものです。

特記事項としては、今回 6 条による却下は初めてだったということです。そして、 のところですが、請求当日、開示請求者から次のような発言もありました。ということで、今回の請求は税務課にとってはとばっちりだねと、請求者自らが発言したということです。開示物は、持ち帰らず処分してもらおうと。どこまで権利濫用か、請求対象を減らして試すという、こんな発言もあったというものです。以上が、27 ページの概要です。

次に、28 ページをごらんになっていただけますか。これが、実際の行政文書開示請求書です。29 ページが開示請求却下通知書、30 ページが却下の理由を書いたものです。

あとは参考ということで、31 ページ、32 ページについては、権利濫用を適用した各県の事例及び大量と考えられる事例、各県の状況です。これは、18 年度の全国会議の資料から作成したというものです。

ここで、実際に権利濫用で却下しているのが、32 ページを御覧ください。熊本県と大分県が、権利濫用で却下しております。熊本県です。「平成 11

年度、12年度、13年度の 地域振興局に関し、熊本県が保有する全ての契約書、全ての収支実績、及びそれを裏付ける領収書を含む文書」というようなもので、こういう請求があったというものです。これに対して、開示請求権の濫用にあたるかと判断して不開示決定処分。異議申立てがあって、審査会で妥当との答申があったという事例です。

大分県の事例です。これは全実施機関の何年何月の旅費、食料費に関する公文書ということで98万枚です。これにつきましては、「県行政を混乱、麻痺させる意図があり、情報公開請求権の本来の目的を著しく逸脱していると判断し、権利の濫用として非公開決定処分と。異議申立てがあり、審査会で妥当との答申という状況だそうです。

33ページ以降は、裁判例の紹介です。33～36ページまでは横浜市において、やはり権利濫用で請求を却下したということ、そんな事案に対して地裁、高裁、最高裁の横浜市は妥当という判決があったという事案です。

ちなみに、どういった事案かといいますと34ページを御覧ください。34ページは、東京高裁の判決の概要です。このうちの2の(1)公開請求とあります。これについて御説明しますと、2行目です。「平成9、10、11年度国庫補助金を受け入れた事業の経費の使途が明らかになる書類」、及び「福祉局以下各課が保管する預金、貯金口座の通帳等」の公開請求をしたというものです。

これに対しまして、横浜市はどういう決定をしたかということですが、それがその下の(2)です。横浜市は「本県文書に係る請求を全て却下する旨の決定をした」と。その理由は、～ のとおりです。

本件公開請求の対象文書が十分に特定されておらず、かつ、補正を拒否されたこと。 条例の趣旨・目的を逸脱した権利の行使であること。 通常業務への影響、過去の請求事例等々の比較等から、一般法理に照らして、適正な権限の行使に当たらないと判断されること、という決定をしたという事案です。

これについて、地裁の方は請求権を濫用しており却下できるという判断です。高裁はどういう判断をしたかといいますと、35ページの5、高等裁判所の判断。(2)のところの2行目です。横浜市は請求者に対して、「本件

公開請求に係る文書の特定をするため確認作業の依頼をし、抽出請求等を検討できないか提案した。しかし、本件公開請求に係る文書を公開するよう請求者が求め、確認作業には応じなかった」と。

そして(3)です。「本件公開請求に係る文書は、会計規則に基づいて作成されるすべての書類を指すものと解され、執行同等の決裁文書は 14,000 件であり、3 年度分の支出手続の書類は膨大な数に達するものと推認される。また、控訴人の公開請求の目的は、対象文書を一定範囲に限定すること等によってもある程度達成できると考えられる」等々です。

(4)として、「以上のことから、本件公開請求は、請求権を濫用したものととして、全部の請求が許されないというべきである」という判決が出たという事例です。横浜市の事例は以上のとおりです。

37～40 ページについては、関東運輸局の事例です。これにつきましては、逆に権利濫用で却下したけれど、それは取り消すべきだという判決が出たという事案です。これにつきましては、詳細の説明は省略させていただきます。ということで、支障事案の概要は以上のとおりです。

多賀谷会長： ありがとうございました。それでは、ただ今の支障事案について、これも菅野委員、どうぞ、何か。

菅野委員： ただ今、事務局の方から報告がありました、支障事案に関する権利濫用を理由とする却下の件ですが、この件は千葉県情報公開条例ができてから、初めての案件になると考えました。

実際では 42 ページのような形で、情報公開条例の 27 条の 2 で、情報公開推進会議が設置されて、さらに苦情処理調査部会が設置されていますが、要綱というもののなかで、苦情、支障事案がどういうものかということと、支障事案についての処理をどうするかということが、一応規定されているというふうにこちらで理解しました。

それで、調査をした上で結論を出すのか、それとも支障事案として明らかということ、特に調査をせずに結論を出すのかという、二つのうちのどちらを取るかという協議をして、本件については経過があるようですけど、結果的には 1 年間分の税務課の文書を出せ、という公開請求ですので、少なくとも、これは制度の円滑な運営からいったら、こういう請求を

して、これをそのまま認めることは業務の運営上無理だろうと。

つまりこの請求に応じて、準備するということは無理だろうというふうに、形式的に判断できると考えましたので、それではやむを得ないということで、権利の濫用ということで、却下をすべきだろうという結論になって、それ以上の調査は本件については、必要がないというふうに調査部会の方では判断したと。

もう少し支障事案といっても、趣旨が不明確であるとか、ぎりぎりの案件であれば、当然調査をしたと思いますけれど、本件については請求書を見る限りは、明らかだという判断をして一応結論を出したと。以上です。

多賀谷会長： はい、ありがとうございます。これは初めての事案ですので、なかなか判定が難しいわけですが、きょうは皆様から率直な御意見をいただいて、こういう形で大量請求却下というのは、千葉県では初めてですので、今後の対応等についても、参考になるような御意見を皆さんからいただきたいと思います。どうぞ。

越智委員： 参考になる意見ではなくて、その前に伺いたいんですけど、今の権利の濫用ということで、これを出すことが前例となるということで、非常に重いことだと思いますけれども、これは、よその事例とかを見ていますと、却下しているというものもありますけれど、かなりのところでは期間延長みたいな形でやっていますね。そういうふうな考え方も、審議されたのでしょうか。そういう考え方が、できるかどうかということはどうでしょうか。そのあたりで、どのような過程を経て、権利の濫用に至ったのか、そのあたりを詳しく伺いたいのですが。

事務局(鈴木)： よろしいでしょうか。決定期間の延長による対応については検討いたしました。その結果、適切でない判断いたしました。

その理由ですが、請求当日に開示請求者が口頭で行った請求趣旨の説明です。そして、絞込みを依頼したけれど応じないという経緯を踏まえると、これについてはやはり決定期間の延長による対応というのは、通常業務への影響が多大だと。過去の請求事例などと比較しても、ちょっとおかしいということで、延長による対応は適切でない判断したという経緯があります。以上です。

多賀谷会長： 請求された文書量はどれくらいですか。

事務局（鈴木）： 簿冊数で約 300 冊、約 9 万枚と聞いています。

多賀谷会長： 今までの期間延長で、一つだけ兵庫県で 58,000 件というものが、6 カ月延長というふうになっていますけれど、その延長の対応の例がないわけではないと。

ただ、推測するに、超勤関係はかなり恐らく同じような書類なので、部分消しの作業は容易だろうと思いますが、税務関係はほとんど真っ黒になるでしょうし、これは多分並大抵の作業ではないということが推測されるということがあります。期間延長で対応できるような性質かどうか、ちょっと私も判断しかねるところです。

越智委員： 9 年間、期間延長した例がありましたよね、千葉県で。

多賀谷会長： これは過去の例ですね。

越智委員： そのこと自体あまり意味はないと思いますが、内容によるのか、何となく延長しているのか……。

多賀谷会長： 千葉県の 9 年間のあれは、その後、ずっとやっているわけですか。

事務局（鈴木）： はい。これは、結局取り下げになりました。

多賀谷会長： 取り下げになったと。

事務局（鈴木）： これをちょっと御説明いたしますと、ある課に対して請求、請求、請求と請求が重なったので、前の請求を処理するのに例えば 1 年間かかる。今度来た請求は、その 1 年の後に処理しなければいけないということで、結局は 2 年延長とか、そういうふうに積み上げていったら、9 年間という延長通知を出したというような事例です。

多賀谷会長： 9 年間の延長は、拒否と同じようなことですね。ありがとうございます。

越智委員： そうです。実質は同じですけど、出すか出さないかで意味合いは違うのかと。

中谷委員： まず、この 31 ページのことについて、僕が感じていることを幾つか言います。まず 2 行目、タイトルのすぐ下にカッコ書きでありますが、平成 18 年度都道府県情報公開研究会議資料というものがありますが、情報公開を僕が始めたのが今から 11 年前なんです。97 年から、退職してからやっているけれど、ずっとやっているんです。その中に、いろいろなことがあっ

たんですが、それはいいとして、行政側の全国的な横のつながりがあるのかと、僕は口頭で何回か聞いたんです。要するに、こういう組織です。そうしたら、ないということだった。ここで初めて、「ああ、こんなことをやっているんだな。いつからやっているのかな」ということで、また情報開示をやりませうけれど、そういったことがあるということです。

それから、千葉県が話題になっているけれど、この平成9年というのは過去の例だけれど、今鈴木さんが説明したけれど、取り下げになったということですが、千葉県が9年の延長したときに、埼玉県のやはり熱心に学校のいじめ問題を、非常に精力的に取り上げられている学校の職員だけれど、大学の職員だけれども、その方に聞いたら、埼玉県は10何年やっていますと。そして、千葉県、負けたなという話があるんですよ。そのときは、あなた、うっちゃっていたんですかと聞いたら、向こうは非常に細かな計算式を出してくれたと言っていました。だけど、それが抜けているのはどうということなのかなということです。

それから、この表の、この事案の発生日が大事だと思うんです、いつなのかということ。そういったことで、資料を作るときにもきちんとしたものを出して行って、関係者以外の人分かるようなものを作っていたきたいということを要望しておきます。これが一つ。

それからついでに、すみません。事務局に、昨日お願いしてお作り願った僕の資料で、幾つだったっけな。Bを出してくれませんか。これは行政側が、Bのところを見てください。これは、教育委員会の委員長、トップですね。それと、該当する県民が和解をしたときの和解書で、Bというところですよ。

多賀谷会長： Bの2枚目以降ですか。

中谷委員： 2枚目にあります。Bと書いてあります。これは伊藤さん、今も委員長をやっていますが、この人から教育行政をただす会の代表に手渡されたものです。「お互いに、いろいろ積もっているから、ここできれいにしましょう」ということであります。

そこで、そのために県民としては、それはそれでいいけれど、どうしてこうなったのかという事実経過を、行政側の立場で見てもらったんです。

それが、総務課長が書いている次の報告書です。3枚目になります、教総第182号です。

これを受けて、わかりましたということで、私たちも降りますよというのが、ただす会発第47002号というものです。ここで、総務課長と私たちただす会で交換会をやったと。そこで、きれいさっぱりにしたというわけです。

このときの経緯を話すと、僕らただす会の人が悪者にされていました。市民から、まともに攻撃を食らったこともあるんです。まさに、行政側が市民を分断する作戦が、一部成功したかに僕は思ったんです。

ところが、ある市民が熱心にやってくれて、教育委員会の情報公開担当に話を聞きに行くんです。そうすると、どうも教育委員会の当事者は、問題を解決する熱意がないということを感じられて、この会議の推進会議の前身である推進委員会、当時の委員の先生方は、多賀谷先生と菅野先生のお二方だけれど、5人の委員の中で2人が今残られているけれど、その席で傍聴人が発言してくれたんです。

それから、教育委員会の態度はガラガラ変わっていくし、また今度は新たに、行政側に対して教育委員会の知事部局から来た人が、教育委員会の情報公開担当になったんです。そして、今度は引き継ぎがあったかないかという、引き継ぎはどうもなかったらしいけれど、僕らとの教育行政をただす会とのやり取りの中で、「これは大変だ」ということで感づかれて精力的に努力してくれたと。総務課長もそうでした。

そういったように、行政側も、ひとはだぬいでくれて、汗をかいて、目線のところに下げて、自分の立場をお上からという意識を捨ててくれると、問題はガラガラ解決するということがあるんです。そこで、そういうことをまず9年のところで説明したわけです。

それから、この資料のところで質問しますが、27ページの終わりのところで、市民の揚げ足取りみたいところで、「とんでもない野郎だ」ということを印象付けることが記載されていますが。これは、お聞きになったのはセンターの職員なのか、それとも当事者なのか。要するに、開示請求されている当事者なのかということで、これをまず聞きたいんです。

事務局（鈴木）： センターの職員と税務課の職員です。

中谷委員： 税務課の職員、はい、はい。このときのやり取りというのは、やはりある面から言うと、売り言葉に買い言葉という表現は悪いけれど、とにかく県民は、大きな力を持っている行政との対応におたおたするんです。僕なんか、今でもあなた方に会っていると冷や汗が出るんだけれども。そういったところを、やはり割り引いて考えてくれないと。

一番いいのは、窓口だって、廊下側ですよ。それで、片方のあなた方は部屋を背景にして、あなた方の後ろに大勢のお役人様がいるんです。県民は一人か二人ですよ。やはりそういった真理的なプレッシャーがあるから、どうしても勢いづかざるを得ないところもあると感じているんです。それを、一気に十分な時間をかけられたかどうかは分かっていないけれど、「条文があるから」ということでポコンといくのはどうかなということを感じるんです。感想までいきましたけれど、以上です。

多賀谷会長： そのほかに御意見は。

中谷委員： やはり行政側に、信用できないなということがあるんです。だから、全部の資料ということになったと思うんですが、資料のこの次です、資料 C です。これはばらしていただいて、後で回収させていただきたいと思います。というのは。

多賀谷会長： 個人情報が入っているんですね。

中谷委員： ええ。C は勤務評定書で、月給のほうには対応していませんが、やがて月給のほうに対応するようになると思います。また、様式が変わっていくと思いますが。

ところが、やはり秘密書類なので、左側にマル秘と書いてありますから、本人も見られないんです。本当は、千葉県高等学校教職員組合と教育委員会の間では、見てもいいということになっているけれど、見られない、見ていないんです。

そうすると、情報公開制度ができてから、われわれが見られるようになった。それで、私たちの仲間の一人の現職の人が、3人、2人3枚ずつ、これは1年に1枚作りますから。それから、1人は1枚、金がないからということで1枚で、合計7枚やった中のある人の分の3年分です、3枚です。

そこで、丸くダンゴがあるところは僕が消しました。これは、自己情報開示ですから全部出てくるんですけど、僕が消したんです。長いところは、のっぺらと平面的に塗ってあるのは、行政側が消したところであります。

ここで僕がたまげたのは、まさに月給に響くような重大な資料が、しかも個人の特性の客観的な事実が間違っているんです。間違っているところは「レ」印を付けてあります、サインペンで。

多賀谷会長： どこですか。

中谷委員： 一番上を見てください。例えば、一番上の第1行目。教職免許状種類及び免許教科というところですよ。そのところは、高1国語と書いてあります。すぐその下にレ印がありますが、これは手書きです。原本には書いてなかったのです。これも、開示されて初めて「おれは高中1」ということがわかるのです。

さらに右へ行きますと、名前の下にはんこが押してあります。これは、生年月日の日にちが間違っているんです。それから、すぐその下の年も間違っている。原さんという人は、教育委員会の事務の人ですけど、この人が訂正したというわけです。作ったのは、一番左下の左側で校長が作ったんです。実際は教頭なんです。

次を見ますと、やはり間違いがあるんです。同じく、次は3枚もあります。次も3枚、同じようなところ。それからその次、これが一番新しいやつです。

ところが、たまげたことに、免許状のところを見てください。今までと違って、今度は「中1、高何とか」と書いてあります。これは、古い免許状のスタイルなんです。これがどういうことかということ、今のことではなくて17年度を見ますと、これが新しいやり方なんです。

だから、免許状の名称が変わったときの、そのときにうっかり間違えたというならいいけれど、わざわざ今年になって古い免許状を書いてきて、この体たらくなんです。こんなことを見せられたら、書いている教頭あるいは校長を信用できますか。しかも、秘密で真っ黒になっていて、何が書いてあるか分からないんです。ここに「あいつはとんでもない野郎だ」なんて書かれても文句の言いようがない。こういうことが積み重なっていく

と、行政というものがなかなか信用できないということです。これは、たまたまわかったのです。

本人に聞いたんです。「これを配っていいか」と聞いたら、「おれの名前も出していいよ」と言ったけれど、やはり行政がこの場で配る。しかも僕が委員になっちゃったものだから、傍聴人として配るならいいけれど、行政の立場もあるということを言われたので、昨日一生懸命消してみました。消すのも大変だと実感しました。

以上であります。すみませんけれど、傍聴人の方は後で返してください。委員の方もお願いします。本当は持って行って、行政がいかにも間違いをやっているかというのをみてもらいたいのですが、会長の助言もあるので。

多賀谷会長： これは、原さんという方が訂正したのは、自己情報開示請求をしたときに、間違っているという指摘をしたので、そこで直したというわけですね。

中谷委員： はい。

多賀谷会長： 要するに、訂正請求があつて訂正をしたということですね。

中谷委員： はい。学校のものが訂正されて、改めて学校長から提出するのではなく、教育委員会で訂正した正しいものを学校に送付したということだそうです。

多賀谷会長： わかりました。そのほかに、御意見はございますか。

光延委員： この2番の支障事案の報告に関するわけではなくて、1の苦情処理の報告についてのところに関することになるかと思えます。例えば政策法務課の処理として、平成19年の苦情5、6、7、10がここに出ているわけですが、この中で請求者から請求があつて、そして回答を行うと。その間のプロセスについて伺ってみたいと思えます。

一つは、どのように回答するかという判断基準はあるのかないのか。あるかないというのは文書としてあるのか、あるいは議論して決められるのかということが一つです。二番目に、判断は誰が行っているのかということです。この二点について、伺ってみたいと思えます。

事務局(鈴木)： 判断基準というのは、決定の判断基準ということでよろしいでしょうか。

光延委員： そうですね。

事務局(鈴木)： 通常は、知事あてなり教育委員会あての請求があつた場合、その対象となる文書を保有している課に請求書を送ります。保有している課では、そ

の文書を特定した上で、不開示情報が記録されているかどうかチェックします。不開示情報が記録されていなければ全部開示、不開示情報が記録されていれば、その部分をマスキングもしくは全部不開示ということで、部分開示もしくは開示決定を行うというものです。

決裁権者は、課の長が決裁をしております。決定は、知事もしくは教育委員会の委員長名等で、決定しているというような流れになっています。

光延委員： 言葉じりをつかまえるようで恐縮ですが、それは形式上の話で、実際に知事や課長が、そのことについて書類をすべて見て確認しているわけではないと思います。そうすると、特定の課の中でいろいろな相談があると思いますけれど、そのことを聞いているわけです。

事務局（鈴木）： 相談といいますと、例えば担当課から、条例を所管する情報公開・個人情報センターへ相談ということをおっしゃっているのでしょうか。

光延委員： 私の説明が不足であれば申し訳ないですが、開示とか部分開示ですね。それはまだいいとして、開示できない場合ですね。その判断が、結局、今日のいろいろな苦情処理でもそうですけれど、感情的になったりするような理由になっているわけですね。その判断基準が、そもそもこういうものがきたら、こういうふうに対応するというような、マニュアルといった言葉は悪いですが、そういうものがあるのかないのかということであり、

ただ、それは一人が決めているわけではなくて、やはりそこで合議なりして、「これはこういうふうに判断したほうがいい」とか、過去の事例について勘案して、こういうふうにやったほうがいいのかということ、これはあくまでも私の想定ですけれど議論されると。その結果、これは開示できるとかできないと。もちろん資料がある、ないということ自体も探さなければいけないわけですが、そのことを分かる範囲で伺ってみたいということです。

多賀谷会長： 今の委員の御発言は、基本的に開示もしくは部分開示の場合には、条例の事由の判断の中でできる。それに対して、特定ができないような請求があった場合に、それに対してどう対応するかという、要するに不特定を理由、あるいは苦情処理事案になるような事案について、どう対応するかということについて、その場の現場の職員の判断だけではなくて、それをど

ういうふうに対応するかということの、ある程度のマニュアルを作っているか。あるいは、そのときにそういう支障事案、苦情事案的、あるいは苦情に来るような事案の対応について、担当窓口等について、例えば研修みたいな形で、どう対応するかということについて、十分な措置を取っているか。要するに、多分そういうことを聞かれているのだろうと私は解釈しました。

光延委員： 多賀谷先生が、そういうふうに代弁してくださったわけで、それでけっこうです。

多賀谷会長： どうでしょうか。

事務局（鈴木）： 文書の特定に関する、マニュアル的なものは特にありません。今、お手元にお配りしてあります手引の審査基準ですね。条例の解釈運用基準です。このあたりをよりどころとして。

多賀谷会長： 何ページですか、具体的に特定のところを。

事務局（鈴木）： 特定のところは・・・。

多賀谷会長： 開示請求を受理して、それを特定すると。

事務局（鈴木）： 例えば 26 ページを御覧ください。行政文書の開示義務第 8 条の規定です。開示請求にかかる行政文書に、次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければならないということで、開示請求にかかる行政文書。

多賀谷会長： それよりも、21 ページからの事務取扱要綱の話が、そこに特定についても、23～24 ページに受付等が出ていますね。

ここらへんのマニュアルといえますか、規則のところをもう少し、実際に出てくるような対応請求とか、こういう特定が困難な場合について、もう少しこれまでの事案を含めて、ていねいに作るといえますか、そういう努力が必要ではないかという気がします。

先ほどの苦情処理事案のところ、苦情処理部会からの申入れもありましたが、やはり同じことを繰り返しやってきているわけですから、それに対してどう対応するかということ、ある程度マニュアル的に作ったほうがよいような時期に、来ているような気が私はしますけれど。規則だけで、後は現場の裁量でやるというのではなくて。

事務局(鈴木): 事例の積み上げを、図っているという状況が正直なところです。文書が、特定しづらい請求というものも、いろいろなパターンがありますので、通常は本当に特定できるのかできないのか、担当課とセンターと協議した上で、ちょっと特定しづらいというのであれば、補正を求めるという手順は確立しておりますが、どのような場合に特定できないのかということは、個別具体の請求の内容によって、どうしても変わってまいりますので、パターン化、類型化にまでは至っておりません。個別の請求に応じて、担当課とセンターで協議しながら判断しているというのが今のところの状況です。

多賀谷会長: それは分かりますけれど、その対応自体が、悪い意味で官僚的ではないということで、この推進会議に分かるような形で、何らかの御説明をしていただきたいということを申し上げているんです。

県の組織の内部だけでパターン化しているのではなくて、要するに対応のあり方のパターン化も含むでしょうけれど、それが納得いくものであるかどうかということを、この推進会議である程度御説明していただきたいと思えます。今後の宿題にしてください。

そのほか、ございますでしょうか。

魚住委員: 一つは事実の確認ですが、ほかの都道府県で、延長した後に2カ月とか60日とか、その後どうされたのかということ、まず確認させてください。

事務局(鈴木): 個別の県の状況すべてを確認したわけではありませんが、通常は期間延長してあるという対応をしたところは、その範囲内で決定をしているというふうに理解をしています。

魚住委員: どういう決定をしていたのでしょうか。もう、そこで決めたと。

多賀谷会長: 課内であれば、全部調べてコピーを取って。

魚住委員: それから、この報告書の位置付けを確認したいのですが、報告されてここで議論して、その後はどういうことになっているんですか。

多賀谷会長: 支障事案の話ですか。

魚住委員: 今回の支障事案報告書が出てきて、ここで議論して報告されて、その後、ここで議論したことが、今後どういう意味を持ってくるんですか。報告されて終わりなのか、ここで何かを言うと、また話が次に動いていくのか、

よく分からないのですけれど。

事務局（鈴木）： よろしいでしょうか。この支障事案の報告、この制度が設けられた経緯から考えますと、要するに不適正な請求に対して、ガイドライン的なものが必要ではないかという御意見がありました。こういった支障事案として、実施機関から報告があったものについて、推進会議でいろいろな視点から御議論いただいた上で、ガイドライン的なものが最終的に作られればよいというところがあるかと思えます。

ただ、今回の場合は初めてのケースということで、とりあえず委員の方々からいろいろな御議論、御意見をいただき、今後の参考にしていきたいというような状況と考えています。

多賀谷会長： 支障事案については、条例上は正面から出てきていなかったでしたか。運営要領はわかりますが。

事務局（鈴木）： 条例上は、直接には出てきていません。

多賀谷会長： 前の会議のときにどういう状況だったか、私も記憶が定かではないですが、いずれにせよ、権利濫用という形で拒否したのは初めてで、典型的な支障事案であって、それについて何らかのチェック機能を働かせようということで、ここで報告をさせていただいている。

ただ、例えばこの権利濫用決定について、事前に報告するというわけではなくて、すでに行われたものであります。それについて、やはり推進会議として、それをどう評価するかということ、この公開の場で議論すること、今後のこういうものの対応について、事実上、極めて大きな影響力があるだろうということで、皆様にお諮りしているのだと思います。

萩原委員： 判例がありますね。先ほど権利濫用で、原告の請求を棄却したという説明がありましたが、逆のケースの場合については説明がありませんでした。逆のケースについて、事務局としてはどういうふうに判断されているのでしょうか。

事務局（鈴木）： 37～40 ページの事案を、簡単に概要を御説明いたしますと、こういった請求がまずありました。車両の新規検査等を東京陸運支局で行い、車体の形状が教習車で登録されたときの車両に関する申請書類一切、平成7年

いし14年度申請ということで、8年度分の教習車に関する申請書類一切ということで、膨大な量であると思われます。

これに対して、国はどのような決定をしたかといいますと、不開示決定をいたしました。その理由としては、行政文書を特定することができない、通常業務に、著しい支障が生じる、請求権の濫用であるというような、これは国の主張です。

これについて、結局どのような判決が出たかといいますと「処分を取り消すべき」だと。その理由です。請求内容は、その他の行政文書と識別可能な程度に特定されているということが一点です。そして、文書検索の難易は、文書特定とは別の問題だと。文書の開示に相当な時間を要することが明らかでも、そのことのみを理由として、開示請求を拒否することはできないと。例えば、適正な文書管理を行っているとか、通常業務に支障を生じさせることを目的とした請求であるとか、より迅速で合理的な請求方法があるのに、それを拒否してあえて請求するとか、そんな理由があった場合にのみ、拒否できるというような判決でした。

これについて、事務局はどうかということであれば、事務局としては、まさに文書は特定できるだろうと、この請求は。ただし、千葉県でこういう請求があれば、当然まず絞り込みをしていただくというふうに対応します。「絞り込みをしてください」と。その上で、絞り込みに応じていただけるのであれば、絞り込んでいただいた結果について、開示決定なり部分開示決定なりで対応していくという段取りになるかと思えます。

したがって、繰り返しますが、こういう請求があれば、事務局としては、まず絞り込み等をお願いしていくということで、この判決事態は妥当というか、そのとおりだろうという気がします。以上です。

萩原委員： 今回の千葉県の支障事案の千葉県の判断と、この判決というものは、決して齟齬を起こしているということではなくて、この判決の内容で言っていることから見ても、千葉県での今回の判断は十分に認められるという御判断ということですか。

事務局（鈴木）： はい。

多賀谷会長： 私が見るところでは、この判決の場合には、39ページの下から3～4行目

あたりに、開示請求の目的が、支障をきたすことを意図しているものとは認められないと判断しているわけです。本件の場合には、県が用意した資料から言うと、どちらかという、支障をきたすことを目的としているという面があるだろうと。

ただ、それは主観的な問題で、もう一つ難しいのは、この場合には、一応教習車で登録されている車両に関する申請書類一切という形で、ある程度の特定はしているわけです。

今後、27ページに書いてあるように、どこまで権利濫用か、請求対象を減らして試すと。この場合に、税務課にある書類一切ということなら大量請求だけれど、例えば法人事業税に関する書類一切ということになると、それは大量請求でなくなるのか、どこで線を引くかということは、確かに難しい話という気がいたします。

答えられなければ別にいいですけど、その意味で萩原委員が言うのはもっともなところだと思います。今後、それは問題が出てくるかもしれません。

中谷委員： 実は、僕がからんでいるもので、ただす会がからんでいるものがもう一つあるんです。それは旧条例で、1条非公開というものをやってきたんです。このときは知事まで、当時は文書課の職員が出向いて、25分説明したと言っていましたけれど、このときの新しい判断、今回この事案では堂本さんの決裁を受けているんですか。これを、まず聞きます。

ということはどういうことかと言うと、当時は1条非公開をやるときは、向こうも訴訟を念頭に置いたらしいんです。僕らも、それを後で聞いたんです。僕はちょっと力がなかったけれど、今と違います。当時は力がなかったから、そこまで県の方々も慎重に対処してくれればいいのかということで、その当時は引き下がったんです。

だから行政が、自分たちの力はものすごく大きいということをまず考えて、理解して、一県民と対応するときにはつめを研いじゃいけないんです。今は、そういったことで思い出したもので質問したわけです。

繰り返しますけれど、堂本さんの説明をして、25分間も説明をやって、その許可を得たのかどうかということです。これは、開示請求したらすぐに

出てくるけれど、まずお答えをお願いします。

事務局（鈴木）： 知事まで説明はしていません、税務課長決裁です。

中谷委員： ここでも、やはり行政側の対応があるんです。昔は、まだよちよち歩きしているころですよ。だから、知事まで行ったのかなと思ったけれど、やはり最大の、しかも新しいことを切り開いていくためには、しかも県民の総意か何か知らない、出てきて知事の決裁がいるのだと僕は思いますよ。それで、最後に総務部長が、どの程度責任を取るかというと、大体取らないのが行政の体質なのです。それで、今僕らがきりきり舞いしていることもあるけれど、これはこの部会とはちょっと離れますけれど、そういうことです。

多賀谷会長： はい、どうぞ。

菅野委員： 現在の条例ができる前に推進委員会というものがあまして、先ほどのお話では、残っているのは多賀谷会長と私だけだということで。そこで、いわゆる今回で言えば、支障事案みたいなものが継続していたんです。それをどうするかという議論もあって、最終的には結論が出なかった。議論はしましたが結論が出なかったので、条例に入らなかったというふうに私自身は理解しています。

ただ、6条で、そういう案件については権利の濫用ということで、将来は処理することもあるだろうという共通の認識はあったというふうに思っています。

それで、今回の支障事案について、処理自体はやむを得なかったというふうに、部会の責任者としては思っています。ただ、そこに至る過程については、問題がないわけではない。特に情報公開窓口、これは政策法務課だと思いますが、たくさんの情報公開を受け付けて、いろいろなトラブルもありますので大変だと思いますが、今回の方については事案の内容を見る限りは、この最終的な請求を出される前にやり取りがあったと。ここを見ると、今の段階で、こういう例えば県民センターで情報公開を受けるとか、そういうことは制度化されていないですけど、将来的にそういうことを議論するということが自体は、情報公開を進める上で意義のあることだと考えるんです。

そうだとすれば、むしろその段階で、だめですよ、という話ではなくて、今はできませんということは事実なんです。もし、あなたのほうでそういうお考えがあるなら、それはこういう推進会議で議論してもらおうとか、苦情申出という制度があるから、そこへ申し立てて、そこで検討してもらったらどうですか、という指導の仕方がやはりあるのではないかと。

そうすれば、いきなりこういう形ですぐに、問題になるすべての文書みたいな請求が、出なかったのではないかとというふうに考えますと、今後、受付の段階で、やはり事案に応じて、そういう将来の情報公開を進める上で、議論しておいたらいいというような事案は、積極的に苦情の申出をしてもらうなり、意見書を出してもらうなり、そういう御指導を窓口ですべきではないかと。それがプラスになっていくと思いますので、案件としてはやむを得ないと思っていますが、そこになるべくいかないようにするという努力を、事務局というか政策法務課でも、していただく努力は必要だと思っていますので、意見として申し上げておきたいと思っています。

多賀谷会長：　そうですね。その話は、やはり政策法務課として努力するというのではなくて、県の窓口の職員等の対応自体に、やはり問題がまだ残っているという気がします。これは政策法務課での対応ではなくて、やはり知事さんに、もう少し対応等について改善をしたほうがいいたろうということ、皆さんがよろしければ、推進会議として申し入れるべきだろうと思います。案文等は部会長とも相談しますが、やはり何かやったほうがいいという気がします。

政策法務課だけでなく、全体的として改善を求める意見ということ、もし皆さんがよろしければ、推進会議の今日の意見として、お出しいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

中谷委員：　僕は、傍聴されている　さんと一緒にある事件で追いかけていて、これは1都3県、東京、神奈川、埼玉の情報公開、　さんの後を慕っていつているんです。今はとしたんですけれど、窓口対応は1都3県の中で千葉県が一番いいような気がします。

多賀谷会長：　いいんですか？

中谷委員：　一番いいと思います。だから、今のままでいっちゃうと、政策法務課の窓

口、鈴木さんをキャップとするところがお叱りを受けちゃうようで、それはちょっと気の毒だなという感じがする。要するに、どこかがおかしいんです。

多賀谷会長： 政策法務課の窓口ではなくて、個別の実施機関ということです。

中谷委員： はい、それならいいです、それなら安心しました。一番努力されている方が、僕は狭い1都3県しか知りませんが、本当に真摯にやっていたいで。

ただ、今、会長が言われたように、ちょっと後から来る方が、後から来るというか、政策法務課の窓口が呼んでくれる実施機関のほうが、どうもちょっと対応がやっぱりおかしいということは感じます。はい、失礼しました。

多賀谷会長： ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、次に議題3、情報公開制度の運用状況について御報告をお願いします。

事務局（鈴木）： それでは資料3、年次報告書で概要を御説明いたします。年次報告書は、運用状況編と資料編と、大きく2つの構成になっております。運用状況等については前回、前々回の推進会議で概要を御説明させていただいておりますので、今回はさらっと、まず御報告させていただきます。その後に資料編で、特徴的な請求について簡単に触れさせていただきます。

それでは、まず運用状況で1ページを御覧ください。情報公開制度の運用状況、請求件数です。18年度は22,434件で、17年度に比べて、ちょっと増えているという状況です。

次に、3ページを御覧ください。3ページの表3は、実施機関別の内訳です。注のあたりの教育委員会とあります。教育委員会への請求が、17年度から比べると、18年度は13,720件で増加しているという状況があります。

そして、その3行下の監査委員についても、17年度の98件から、18年度は1,061件に増えているという状況です。

そしてもう一つ、ちょっと上がって知事部局の計を御覧ください。知事への請求の計です。17年度に比べますと、18年度は減っているという状況があります。ちなみに、減っているのは、17年度でいわゆる建築計画概要書等が、大量に請求されたという経緯があって、17年度は増えたということがありません。3ページは以上です。

続きまして、4ページを御覧ください。4ページの表の4です。これは、知

事及び教育委員会における請求件数の多い順の、第1順位から第3順位までの担当課というものです。部局ごとに、請求の多い順に3つの課と、その件数を書いたものです。

特徴的なところを御説明いたしますと健康福祉部、薬務課が1,191件あります。これは、麻薬の年間の届出といいたし、薬局等が知事に対する届出をしますが、麻薬の届出関係です。保険指導課1,081件とありますが、これは介護保険であるとか、国民健康保険関係の請求です。

一番下にいきまして教育委員会です。千葉商業高校4,573件とありますが、これは複数年度にわたる学校日誌であるとか、出勤簿とか旅行名等が請求されるという関係です。

指導課1,195件とあります。これは、学力検査問題とか事故報告書が請求されたというものです。

教職員課1,159件。これは職員団体の実態調査関係の書類であるとか、事故報告書などが請求されたという状況です。

次に、5ページを御覧ください。表の5、不服申立ての状況です。件数は、文書件数を書いてあります。17年度に比べますと、18年度は286件と増えております。これについては、県立学校の入学者選抜の関係の文書で異議申立てにかかっているものが、実は230何件かあります。要するに、各高校に2件ずつ文書があるということで、その関係で数字が増えているという状況です。運用状況の概要は以上のとおりです。

次は、資料編の1ページをまず御覧ください。資料編が、どういう作りになっているかといいたし、まず実施機関ごと、そして各実施機関の部局ごと、そして部局内の担当課ごとに整理いたしました。

例えば、1ページの一番上です。知事6,564件、知事部局合計が6,564件で、そのうちの総合企画部は54件ありました。総合企画部のうちの知事室は30件ありましたと。知事室の30件のうちの内訳は以下のとおりです。このような資料の構成になっております。

これは、すべて18年度中に決定を行ったものを記載しているところです。したがって、一番左側の受付年月日が17年度の日付けというものもありますが、17年度請求があったけれど、18年度に決定を行ったものも、すべてこ

ここに載っているところです。

それでは、特徴的な請求についていくつか御報告いたします。12ページを御覧ください。12ページ、保険指導課1,081件、先ほど介護保険であるとか、国民健康保険にかかるものという御説明をいたしました。

特に気になるのが、例えば18年3月13日の受付分ですね。この請求の内容を見てみますと、例えば介護報酬の不正受給や調整金の不正受給に関する書類とか、その不正に関与した県職員が誰かわかる書類といったような類の請求が非常に多いということです。

ちなみに、これは保険指導課だけではなくて、先ほど御覧いただいた知事室であるとか政策法務課等についても、同様の請求が繰り返されたところが特徴の一つとして挙げられます。

75ページを御覧ください、千葉商業高校です。千葉商業高校のまず1行目から、受付日が平成17年9月14日となっております。これは、17年度に受け付けたけれど、相当ボリュームがあったので、特例延長をして18年度にこれだけを決定したということで、この分が4,500件の相当部分になっているという状況です。

特徴的な請求としては、全県立高校に向けて請求されたというケースもあります。例えば、同じ75ページの千葉商業高校で、18年7月19日に消防用設備等点検委託業務にかかる見積書ということです。これは営業目的と思われませんが、全県立高校もしくは教育委員会の出先のすべてについて請求されたというのが見受けられます。特徴的な請求をかいつまんで御説明しました。以上のとおりです。

多賀谷会長： はい、ありがとうございます。ただ今の請求について御意見・御質問はありますか。はい、どうぞ。

魚住委員： 2ページで、不開示と不存在が一緒になっていますが、ほとんどが文書不存在ということですが、文書不存在の内容を教えてくださいませんか。

事務局(鈴木)： はい、18年度の不開示ですね。1,042件で、そのうちの不存在が924件です。これは、先ほど保険指導課のところでも御覧になっていただいたような、不正受給に関する書類ということで、実際に、どのような文書が見たいのかよく分からないという請求も相当数含まれております。ただ、内訳の具体の

数字までは持っていません。以上です。

魚住委員： 請求の仕方の問題で、不存在になったものがほとんどということですか。

事務局（鈴木）： 大多数というか、相当数あると思います。

魚住委員： 先ほどの法定受託事務の件では、文書管理がちゃんとなされていたということですが、今のお話ですと、多分に文書管理が不徹底な面もあるということですね。

事務局（鈴木）： いえ、そもそもの開示請求は、不正受給に関する書類であるとか、県職員が不正受給を隠ぺいしていることが分かる書類であるという請求内容です。ですから、そもそもどんな文書を見たいのかというのがよく分からないのです。

つまり請求者が、自分は県が不正をやっているだろうと思っている。だから、その書類を出せ、というように、一方的に請求されているというふうに、事務局としてはどうしても理解せざるを得ません。それについては、18年度は不開示で対応したということで、文書管理とはちょっと次元の違う、場面の違う話と考えています。

魚住委員： 確認ですが、それが不存在というところに入っているということですか。

事務局（鈴木）： はい。

多賀谷会長： そのほかに、よろしいでしょうか。なければ、本日の議題はこれまでですが、次回の会議に取り上げたいテーマ、または事務局に要求したい資料等がございますでしょうか。先ほど、私のほうから若干注文をします。後で。

それでは、最後に、本日傍聴されている方の発言を認めたいと思いますので、発言したい方は挙手をして発言してください。どうぞ。

傍聴人（柳沢氏）： 長時間御苦勞様です。八千代市在住の柳沢と申します。この会議は、その都度傍聴させていただいておりますが、私なりの意見といいますが、考え方を述べるについて、多分に釈迦に説法的な感じがいたしますけれど、そのへんは県民としてなかなか情報公開に関する意見を直接述べる機会がないということで、この機会に話させていただきたいと思います。

お配りした資料A、B、Cと3種類ございます。A3で4枚ですが、政務調査費等があるわけでもなく、何とかコスト的に安いという意味で縮小A3、1枚でA3に盛り込むということで見づらいかと思いますが、御了承いただきたい

と思います。

まず A ですが、細かい問題点は情報公開に関係して多く感じておりますが、今回はこの 3 つに絞ってみました。この A ですが、病院問題に関して今、全国的に話題になっております。県でも、いろいろ問題を抱えていると思いますが、東金病院に関していろいろ提言的な問題、あるいは要望等、県に対して申し上げたという話を聞いて、山武地域医療、相当問題になっている最中ということですから、その内容を知りたいということで情報公開請求したのですが、知事への手紙ということで非公開になったんです。

決して私は、この請求内容が知事への手紙ではないと思っていましたが、知事への手紙ということで扱われ、かつ知事への手紙は私信であるということで非公開と。1 年半、経過しておりますけれど、異議申立てをして審査会にかかって、そちらで対応する案件ではあると思いますが、こういう案件もあるということで御披露したいと思います。

本来的には公文書として扱われ、知事の手紙とは性質が違うのではないかという案件について、行政側が一方的に知事への手紙ということで、なおかつ、それを私信扱いで非公開にする。二重に、納得のいかない対応だと思っております。

たとえ知事への手紙であろうとも、書かれている個人情報はマスキングされて扱われるとしても、知事への手紙であったとしても公開されるべきではないかと。これは他自治体、都道府県あるいは市町村でも、そういうふうに扱われているところがほとんどなので、県の扱いはいかがなものかと思って提起いたしました。

二つめの B は、A の下の情報公開請求決定通知と 2 枚目にわたるものですが、つい最近、こんなことがあったんです。情報公開請求では、機種選定委員会の関係資料を請求したら、不存在ということで決定されたと。

県から市に移管されて、千葉市も同様に何も無いという返事なわけですが、先日、モノレールに関する学習会があって、その中で千葉市の担当のえらい方が、機種選定委員会は委員長 さんが学識経験者として委員会を統率し、間違いなく決められたと、質問にそういう答えをしていたんです。

私も、たまたまその席に同席して聞いていたものですから、「おや」と思い

まして、「今の質問に対する回答は正確ですか」と聞いたら、「正確です」ということで譲ろうとしないんです。「えっ」と思って、少し時間をかけてやり取りしましたが、最終的には「間違いでした」ということで謝られてその場は収まったんですが。

2枚目の左の上のBで、東京都と千葉県の機種選定委員会の比較をしています。東京都は、当然きちんとした規約の下に学識経験者を入れて、その学識経験者の中から、委員会の合議で委員長を決めているわけです。左の千葉県の選定委員会を見ればおわかりのとおり、副知事が委員長をし12人、委員長以下ですから、11人全員が県の職員で決めているわけです。

そういう実態の中で機種選定の結果は、前に戻りますけれど、資料が何もないという最近の回答でもあるわけです。市は、最近譲り受けたということになっていますが。

ちなみに、その右を見ていただければおわかりのとおり、多摩モノレールの東京の例は、永年保存でそのすべてがとってあるわけです。非常にクリーン、透明性があります。千葉県は私が言っても、そのすべてを情報公開請求で出してもらえます。これは一部しか載っていませんけれど、膨大な資料を私は手にしています。

結果として、2ページ目のBの4で東京タイムス、たまたまこのときに、造船業務にも匹敵する、これは2,000億以上の当時の公共事業ですから、こういう記事が載ったんですが、それ以外は一切闇に葬られています。

私自身、こういう経過を、まともに私なりの調査の中で感じておりますので、先ほどの情報開示請求をしたら不開示で、そのほとんどが不存在だということなんです。不存在ほど、その問題性は奥深いものがあるということなので、お答えをいただければありがたいと思います。今後、このモノレールがどういふふうになっていくかは、千葉市民と県民とも相当懸案だと思います。

Cにいきます。これは医療、都市あるいは教育ということで、大きな問題の中で、教育の問題を一つ取り上げて対応しているわけですが、最近、全国新聞さんも関心を寄せて、取材されたりして報道されていますが、Cの1、2で、1は千葉県の一番直近の転落事故の死亡事例です。高校校舎からの転落事故の死亡事例です。情報公開請求をしたら、もののみごとに、詳細が何も

分からない状態で開示されております。真っ黒けです。本人の氏名とか、病状という段階ではないです。高校名はもとより、事故報告書の発行日、あるいは発生日、病院はどこへ行ったとか、警察がどうのこうの、そのすべてが真っ黒けです。

2の神奈川の例でおわかりのとおり、本人名と本人のクラスと、転落したときの本人の体の状況、その3つ以外はすべて出ております。左右に分かれています。千葉の例はこの4枚だけです。神奈川は、このほかに見取り図、写真あるいは診断書。診断書は相当あれの面がありますけれど、そのすべてが出てきております。

そういうような結果から、3枚目を見ていただくとおわかりのとおり、私はこれに愕然としましたが、左の19年6月1日の芝山の転落事故で「おかしい」ということで調べ始めたんですが、調べて驚きました。15年前の平成4年に、全く同様の転落事故が犢橋で起こっているんです。15年間、何も手を打っていない。それが、千葉県の実態です。情報公開請求して、肝心な資料は真っ黒け。県民は、この事案にどう対して、解決に向けて対応したらいいか、非常に苦慮するところです。

先週、文京区に、やはり数年前に転落事故があつて死亡したという事案について情報公開請求しました。驚くなかれ、そのすべて写真まで出てきました、御本人の。御両親の名前、職業ももちろんです。御両親は、むしろ原因がきちんと地域関係者で共有して解決されて、初めて死んだ娘の霊が浮かばれるということでの開示で、文京区自体もそれを意にして開示しております。

そういうことをつぶさに調べる中で感じますと、「千葉県の現状を何とかしなきゃいけない」という思いからお話しさせていただいております。細かい点ではありますけれど、よろしく御対応いただければと思います。

その中で一つ感じたのは、先ほど1都3県と言いましたが、1都3県全部、20年間請求したんですけど、それぞれ対応してきましたが、千葉県の場合は最初の7年間だけしか出してこなかったんですけど、その後の13年間については、なしのつぶてなんです。ほかは、ないものについては、公開されているものと不存在と両方出すのです。一部でも出すと、出したということになってしまうのです、千葉県は。そういう運用上の問題もぜひ、つぶさに御

検討いただければありがたいと思います。以上です。

多賀谷会長：何かございますか。中谷委員、さっきいらっしゃらなかったときに、次回の会で取り上げたい件、または事務局に要求したい資料等がありますかということをお申し上げましたので。

中谷委員：6条非公開、新しい決定をおやりになって、それに対しての申入れをなさる、して下さるということですが、僕がA3で新聞を作っていますが、これは基本的には校舎の問題で、今、柳沢さんが御説明になりましたことに関するものですが、両方とも柳沢さんも指摘したけれど、文書の保存期間の問題、特に朝日の場合はA3でなくてA4になっています。

その後ろが開示請求書で、その請求書もいろいろ知恵が入っていますけれど、朝日の新聞記事の12月31日の記事ですが、そこに教育フォーラムという名前が出ています。そのフォーラムが、たまたま16年前の事故報告書を持っていたんです。県にもないわけです。

そういったことがあるし、文京の方も、今、柳沢さんがお話しになりましたけれど、これは9年ですか。保存期間が9年で、かろうじて引っかかったということもあります。そういったことが新聞にチラッと、ストレートには出ていませんが、斜め読みされるとお分かりになるということです。

それから、今度のわれわれの推進会議で大きな議題になると思いますが政府の動きです。一番最後で、一昨日の朝日の記事であります。読売は、たしか1月6日に出たと思いますが、こういったことを踏まえて、情報公開においては地方が進んでいるのですから、国がやるからその様子見ということではなくて、先に出てどんどんやっていただけたらと。そのためには、やはりこの会議が率先して提案していくことが必要ではないかということを考えています。以上です。どうも、すみませんでした。

多賀谷会長：ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成19年度第3回情報公開推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(以上)